

福祉



「シニアいきいきアンケート」ご回答のお願い

70歳以上の方(要介護・要支援認定者を除く)を対象に「シニアいきいきアンケート」を送付しています。この事業は、心身機能の低下の兆候を判断し、積極的な介護予防・健康づくりに取り組んでいただくことを目的に実施しています。

質問項目すべてに記入し、同封の返信用封筒で提出していただきますようお願いいたします。

問合せ 高齢福祉課

☎444・3141

手当支給日のご案内

5月は特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当の支給月です。5月10日(金)に振り込み予定ですので、ご確認ください。

※平成31年4月分から国制度の手当額が変わっていますのでご注意ください。

ください。

問合せ 社会福祉課

☎444・3135

赤十字運動月間

日本赤十字社では、毎年5月を赤十字運動月間とし、事業活動を支える赤十字社員の増強に努めています。赤十字の活動は、「国内災害救護」

「赤十字ボランティア活動」、「救急法などの講習」等があり、こうした活動は、個人、区や町内会、法人の皆様からご賛同いただき、寄せられる活動資金により支えられています。

令和元年度もあま市地区として活動資金を募り、こうした活動に対し協力していきたいと考えています。

ご支援を賜りますようお願いいたします。

問合せ 日本赤十字社愛知県支部あま市地区事務局(社会福祉課)

☎444・3135

保険・年金



6月から特定健診が始まります

期間 6月1日(土)～10月31日(木)

特定健診を受診するメリット

令和元年も、特定健診の対象者へ、受診券を5月上旬から順次郵送する予定です。

特定健診を毎年受診していただく

ことで、

- ・生活習慣病の発症を未然に防げる
 - ・早期に異常に気づき、改善できる
 - ・健康寿命が延びる
 - ・医療費が節約できる
- といったメリットがあります。

特定健診は、対象者すべての方が無料で受けていただけます。ぜひ、年に一度は特定健診を受け、ご自身の健康づくりに役立ててください。

※4月2日以降に国民健康保険加入された方で受診を希望される方は、保険医療課(基目寺庁舎)までご連絡ください。

問合せ 保険医療課

☎444・3168

環境・衛生



5月10日から16日は愛鳥週間

愛鳥週間は、野鳥を保護し、愛鳥思想を広く国民に普及するために定められたものです。この機会に鳥との適切な付き合い方を学びましょう。

●野鳥は法律で保護されています

野鳥は「鳥獣保護管理法」で国や都道府県などの許可を得ることなく捕まえてはいけないことになっています。例えば、近くに飛んで来たスズメを捕まえて飼うだけで法律違反となりますので、ご注意ください。

野鳥はあくまで野生動物なので、いつも少し距離をおいて彼らの姿を見守ってあげることが大切です。

問合せ 環境衛生課

☎444・3132

5月30日(ごみゼロの日)から6月5日(環境の日)

- 「ごみ減量・リサイクル推進週間」
- 「ごみ散乱防止強調週間」
- 「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」

ごみの減量化リサイクルをしましょう

ごみを少しでも減らすには、ごみ減量のポイントである「4R」を実行することが大切です。

- ① Refuse (リフューズ) 不要なものを買わない、断ることです。買い物ときに本当に必要なものか考えてみましょう。
- ② Reduce (リデュース) ごみを減らすことです。洗剤やシャンプーなどは詰め替えのできる商品を選びましょう。
- ③ Reuse (リユース) まだ使えるものを繰り返し使うことです。何度も使える容器を使ったり、他の人にゆずったりして使ってもいいでしょう。

④ Recycle (リサイクル)

資源としてまた利用することです。ビン類やペットボトル類など、資源になるものは分別ルールを守って排出しましょう。

ごみのないきれいなまちにしましょう

ごみをポイ捨てされることは、誰にとっても気持ちのよいものではないはず。1人ひとりが次のことを心がけ、みんなできれいなまちづくりをしましょう。

- ① 自分で出したごみは持ち帰り、公共の場所や私有地に捨てないようにしましょう。
- ② ポイ捨て防止のために、所有する空き地などは草刈りや見回りなどをして適切に管理しましょう。
- ③ たばこは、灰皿のあるところで吸うか携帯灰皿を使って吸いましょう。

不法投棄は犯罪です

ごみを不法投棄すると、法律では「5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金」が科せられます。「ポイ捨て」も不法投棄です。不法投棄は絶対に行わないようにしましょう。

問合せ 環境衛生課

☎444・3132

犬や猫の飼い方について

散歩のときは必ずふんの後始末を

散歩は犬にとって大切な運動です。しかし、きちんとふんを片づけられないと周りの人の迷惑になります。特に道路や公園等はそのままの状態になっていることがあります。これらの場所は、犬や猫などのトイレではありません。ふんの後始末はしっかりと行い、必ず家まで持ち帰りましょう。

鳴き声に注意を

昼夜を問わない犬の鳴き声の苦情も多く寄せられています。飼い主には気にならないまでも、不快に感じる人もいます。周囲の住宅環境を考え、近隣の迷惑にならないように、ふんから正しいしつけをしておきましょう。

猫にもしつけを

猫はつないで飼う習慣がないため、正しくしつけをしないと、ほかの家の庭や畑を荒らしたり、ふんをしたりして迷惑をかけることがあります。猫は、平面の運動は少なくても、上下運動ができる遊び場があれば、十分猫のストレス解消になります。また、室内飼いによって、無用な繁殖や病気、不慮の事故を防ぐことができます。ペットは家族の大切な一員です。

人とペットが住みよい環境で楽しく暮らせるよう、飼い主人ひとりひとりがマナーをきちんとして守りましょう。

問合せ 環境衛生課

☎444・3132

防犯



あま市月別 窃盗犯発生状況(暫定値)

手口	平成31年 2月中 認知件数	前月比
侵入盗 (空き巣等)	4件	+1件
乗物盗 (自動車盗等)	8件	-2件
非侵入盗 (車上ねらい等)	12件	-8件
計	24件	-9件

交通安全

平成31年中 交通事故死亡者数

地域	死者数
愛知県	19人
津島警察署管内	1人
あま市	0人

平成31年2月末現在



交通安全まんが みどりちゃん

